

1 1 2 . 0 1

電子計算機、電子証明書の届出

1. 特定手続の入力

電子情報処理組織を使用して出願等の特定手続を行う者は、当該特許手続について規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を、当該手続をする出願人等の使用に係る電子計算機から入力してその特定手続を行わなければならない（特例施規10条の2第1項）。この場合、出願人等が使用する電子計算機は、特許庁長官が定める技術的基準に適合したものでなければならない（特例施規10条の2第2項）。

2. 電子計算機、電子証明書の届出

書面手続においては、書面に印を押すこと、又は識別ラベルを貼付することにより手続を行う者の意思表示の確認ができるのに対し、電子情報処理組織を使用した特定手続においては、識別番号、電子署名及び電子証明書（→100.02）により特定手続を行う者の意思表示の確認を行うため、特定手続を行う者は、あらかじめ特許庁長官にその氏名又は名称、電子計算機に関する事項、使用しようとする電子証明書その他必要な事項を電子計算機から入力することにより、使用する電子計算機を届け出なければならない（特例施規15条1項）。

また、その届出をする者は、使用しようとする電子証明書の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その電子証明書の届出を行わなければならない（特例施規15条2項）。

3. 電子証明書の追加又はその使用の中止の届出

電子計算機の届出をした者は、届け出た電子証明書の追加又はその使用を中止するときは、遅滞なく、特許庁長官に対し、電子証明書の追加等の届出に必要な事項を電子計算機から入力し、その届出を行わなければならない（特例施規15条3項）。

（新規平成29・4）